

新訂

# 市町村交付金法逐条解説

固定資産税務研究会編

一般財団法人 地方財務協会

## 序

国及び地方公共団体に対して固定資産税は課されないものとされています。

しかしながら、国及び地方公共団体が所有する固定資産のうちにも、その使用の実態が私人の所有する固定資産税を課されている固定資産と全く同様なものが少なからず存在します。例えば、職員の居住のため貸与している公務員住宅は、その居住が公の目的のために義務づけられているものでない限り、一般の住宅と同様といえます。

このように、使用の実態又はその固定資産と所在市町村の消防、道路、公共施設等との受益関係が、固定資産税を課されている固定資産と同様であるものに対しては、負担の衡平あるいは地方財源の充実を図る見地から、固定資産税相当額の負担を求めるといふ制度が、昭和三十一年「市町村交付金及び納付金」制度として創設されました。

したがって、市町村交付金及び納付金は、固定資産税の制度とは別個のものでありますが、法律の成立の経緯から、実質的には固定資産税に代わるべき性格を有しているといえます。

なお、この制度は、固定資産税においてはいわゆる納税者に相当する者が国や地方公共団体であることから、固定資産所在市町村との相互の信頼を基調として運用することを期待し、細部にわたって法制化する形式がとられていないため、従前から「交納付金制度」の適切な運用に資するための解説書が刊行されてきております。本書は、平成十六年四月の版を十五年ぶりに改定するものでありますが、日本郵政公社の民営化に伴う市町村納付金制度の再廃止を含むその後の改正等を整理することといたしました。

本書が関係者の方々に広く利用され、市町村交付金制度の正しい理解と適切な執行のお役に立てば幸いです。

平成三十一年四月

編者しるす

# 目次

第一章 総論	一
第一 交納付金制度創設の経緯	一
第二 市町村交付金制度の趣旨	二九
第三 市町村納付金制度の趣旨	三六
第四 市町村交付金の性格	三九
(参考1) 市町村交付金の交付額の推移(平成二十五年度→平成二十九年 度)	四〇
(参考2) 現行の租税体系(平成三十年四月現在)	四七
(参考3) 市町村交付金の交付手続の概要	四八
第二章 各論	四九
第一条 (用語の意義)	四九
第二条 (市町村に対する交付金の交付)	六四
第三条 (交付金額の算定)	二五三
第四条 (交付金算定標準額の特例)	二六六
第五条 (大規模の償却資産に係る交付金算定標準額の特例等)	二八三
第六条 (新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額の特例)	二九五

第七条	(台帳価格等の通知)	三〇六
第八条	(価格の修正通知)	三〇七
第九条	(価格の修正の申出等)	三〇八
第十条	(二以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)	三〇九
第十一条	(交付金の請求)	三一〇
第十二条	(交付金の交付)	三一〇
第十三条	(違法又は錯誤に係る交付金額の修正)	三一〇
第十四条	(都道府県に対する交付金の交付)	三一〇
第十五条	(都の特例)	三一〇
第十六条	(使用料等の限度額の特例)	三一〇
第十七条	(交付金の交付の特例等)	三一〇
第十八条	(国有財産台帳等の閲覧の請求等)	三一〇
第十九条	(空港の用に供する固定資産の所有者等)	三一〇
第二十条	(多目的ダムに係る市町村交付金等)	三一〇
第二十一条	(端数計算)	三一〇
第二十二条	(政令への委任)	三一〇
附 則		四〇七

## 第一章 総 論

### 第一 交納付金制度創設の経緯

#### 一 交納付金制度

昭和三十一年法律第八十二号をもって、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」が制定されたが、昭和六十年度に日本専売公社、日本電信電話公社、昭和六十二年度に日本国有鉄道が、それぞれ経営形態が変更（民営化）したことに伴い、市町村納付金制度が廃止され、法律名も「国有資産等所在市町村交付金法」に改められた。しかし、平成十五年度に日本郵政公社が設立したことに伴い、再び市町村納付金制度が復活することとなり、法律名も創設時と同じ「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に再度改められた。

その後、平成十九年十月一日に郵政民営化法の施行により、納付金制度が再度廃止され、法律名も「国有資産等所在市町村交付金法」に改められ今日に至っている。

国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）制度は、地方税法において固定資産税を課することができないものとされている国及び地方公共団体が所有する固定資産のうち、貸付資産として他の者に使用させているもの、空港（空港の機能を果たす共用飛行場を含む）の用に供する固定資産、国有林野の土地、発電所・変電所又は送電施設の用に供する固定資産、水道施設若しくは工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は